

電原設第18号  
令和3年10月1日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清水希茂

### 工事計画認可申請書の取り下げについて

当社は、平成25年7月8日に施行された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴い、島根原子力発電所第2号機に関して、平成25年12月25日付け電原設第69号により工事計画認可申請（第1回）、平成26年9月29日付け電原耐第26-61号により工事計画認可申請（第2回）を致しました。

今回、平成25年12月25日付け電原設第69号にて申請した発電用原子炉の設置変更許可の一部補正（令和3年5月10日付け電安炉技第1号、令和3年6月14日付け電安炉技第7号、令和3年6月17日付け電安炉技第8号及び令和3年9月6日付け電安炉技第16号）に伴い、第1回及び第2回の工事計画認可申請書をまとめて補正することとしたため、第1回の工事計画認可申請書の一部補正に第2回の工事計画認可申請書及びその一部補正の内容を含めることとし、第2回の工事計画認可申請書は取り下げることといたしますのでよろしく申し上げます。

なお、取り下げる工事計画認可申請書（第2回）については、当社への返却は不要です。